

工場労働者労働協会の設立

（一）かき

は労働者に當りて、我々も主として之の危険を、服たすこと、
此の取組力によること労働階級と極度に、終極的な増進の
負担を労働階級に持たせしめること。

是より労働者の最も苦痛とする、病氣、負傷、死、病、上、下、し
その六所を緩和するといふ名目の下に、吾等の保護料と、
一と、労働者、労働者の負担を、工場法の規定と、
労働者も、労働者も、自己負担を、労働者に持たせし、
ある健康保護法の制定

是より全面的に、工場労働者規則を制定し、労働協会の
この停止、他の工場内に、労働者、労働者、労働者、
協会の制定し、労働者の地位の向上、福利増進、ための、
式